漂流記

862
1
31

国立国会図書館　タイトル『漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(31)

帝國圖書館藏

漂流記

能州羽咋郡　鳳濱村
清三郎ト云者
當年廿七歳

天保三年　月廿七日

帝國圖書館藏

帝國圖書館藏

私儀去ル寅　月備前嶋山ヨリ雇ヒ船ニ乗リ出ス
途ニ風ニ漂流仕リ去ル十二月廿日ニ船ヲ造海ヲ渡リ
五日ニ今日御国ニ漂着ス　然ル上ハ彼地ヘ渡シ被下
作法ニ畏ル事ニ

一去ル寅七月大坂ヨリ船ニ乗ス　雇ヒ主ハ大坂ヨリ
川入仕リ米俵ヲ積ミ多賀屋ヲ出帆ス　千石積
神力丸ト申船ニ川入作業仕リ居ル　備前

[illegible]山より越国黒部へ渡り沖第五番石中善光寺参詣
雑荷等預け上京御役人御番所へ字佐高砂 片山
栄義坂沖無沙汰国元邑久郡青江村へ立国村
孫兵衛 男人七名与四郎国村 佐吉国村 栄吉
国村 左衛門国村 与代松 国村 久吉国村 仁兵衛国村 乙吉
国元小豆郡 村 与吉 七郎吉国元郡 宗福寺村 理八 源州
郡 与吉 沖田小山村 播磨 義州 廣瀬 伊勢 北市
出羽郡 与田 [illegible] 村 宗吉 并 船頭 都合拾九人
宗八月十五日 出帆 沖 船頭 [illegible] 浦 [illegible]
沖 出帆 仕 [illegible] 播州 高砂浦 [illegible]

[illegible]国黒田 [illegible] 言 沖 国元出帆 世吉 紀州
国良国 沖 大 [illegible] 国和出帆 国 国国 大岩沖 [illegible]
[illegible] 大 [illegible] 沖 [illegible] 大 [illegible] 沖 [illegible]
[illegible] 沖 [illegible] 大 [illegible] 沖 [illegible] 大

破風を通し帆を巻下し然れども風吹強
波高く櫓を上る程なれども獨と義浦一統人
心地も無之船も明キるゝ如く波風靜り申候又々荷物
御業不打捨船脚疲の仕様古体に申候而
中の処唐の宣号に成候而も神之事を
法と云事揖打折一時に宮人等浪入義船已に壊り
神守碇四挺大綱二筋一度打出し
波風少し減申候揖なる程出し帆柱切申候
以守打捨切り出し波風甚義中四日目
御引申候迄積み荷物義に成申候

上ゟ三遍祝舞いたし其外何も何やらかの一流信仰
仕候諸神之事ゟ世ゟ下世神宮を以下宮
おまつり神相宮を以ゟ常世ゟの帰りを以神宮
ゟ下ゟ宮おまつりゟ何ゟ祝詞ゟ諸神ゟ今一羽連
ゟ祝おまつり又翌日二羽ゟいろもの物ゟ
櫓上り船ゟ者ゟ祝中ゟ又船の上ゟ者ゟ中ゟ
祝中ゟ又三度宛唱ゟ度バメン国ゟ漂流仕ゟ
毎日世ゟ年ゟ九月十ゟ迄ゟ海風ゟ止ゟ風ゟ
中ゟ十七日ゟ出ゟ帰ゟ南ゟ沖ゟ白号ゟ新ゟ
船頭ゟ何ゟ休息仕ゟ而ゟ番ゟ西ゟ又ゟ星ゟ見ゟ

以下書のしゟ清ゟ御し候ゟ

中ゟ世ゟ後ゟ又ゟ大ゟ丹ゟ蔵ゟ三ゟ揮ゟ御ゟ福ゟ丹ゟ而ゟ有ゟ指
ゟ初ゟ而ゟ海ゟ渦ゟ捕ゟ取ゟ人ゟ御ゟ指ゟ中ゟ又ゟ丹ゟ打ゟ且ゟ貯ゟ置ゟ
進ゟ飯ゟ而ゟ中ゟ世ゟ後ゟ又ゟ大ゟ丹ゟ蔵ゟ三ゟ揮ゟ御ゟ福ゟ丹ゟ而ゟ有ゟ指

上ゟ三遍祝舞いたし、其ゟ何ともやうく為一統信仰
仕候諸神ゟ之有難世ゟ世ゟ下ゟ地神龍を大ゟ下龍
おまつゟ神相ゟ龍ゟ常地ゟの守りを以神龍を引
ゟ下ゟ龍ゟ手伝ゟ祝舞ゟ諸神ゟ今一羽連し
来ゟ祝ゟ祝ゟ翌ゟ二羽来りゟもの如く為祈りゟ伝し
櫓ゟ上り船ゟ来ゟ祝中ゟ変形の上ゟ上ゟ来ゟ中ゟ下ゟ
祝ゟ中ゟ変三度宛唱ゟ上ゟ後バタン国、漂流仕ゟ
毎日壮ゟ来ゟ以九月十五ゟ海風ゟ止ゟ地ゟ
中ゟ十七日ゟ丑ゟ後ゟ南ゟ沖ゟ白号ゟ新ゟ来ゟ
船頭ゟ伝ゟ体息仕ゟ不ゟ書ゟ西ゟ文ゟ是ゟ紀ゟ

南ゟ大風ゟ海ゟ船中ゟ諸道具仕漂猫四疋ゟ有。外人
ゟ見ゟ動ゟ二ゟ三ゟ六疋。大家小ゟ猫ゟ小帆ゟ下し
ゟ上ゟ船ゟ二十四ゟ垣ゟ上ゟ海ゟ手伝漂流ゟ計ゟ
壮ゟ来ゟ芸ゟ猫ゟ二三ゟ海ゟ上ゟ
中ゟ壮ゟ海ゟ又ゟ大ゟ丹ゟ大家ゟ来ゟ揮ゟ猫ゟ手伝ゟ指
動ゟ海渡猫及働ゟ上ゟ家ゟ打ゟ旦那ゟ
進ゟ飯ゟ与ゟ上ゟ海ゟ与ゟ食ゟ仕
中ゟ上ゟ家ゟ飯ゟ与し海ゟ上ゟ果ゟ手櫓ゟ猫ゟ仕ゟ
ゟ為ゟ諸ゟ手ゟ与ゟ上ゟ海ゟ雨漏ゟ
壮ゟ大荒ゟ雨ゟ及ゟ猫ゟ上ゟ

初秋に風雨激しく十月廿七日に大荒出船に覚
中海飛び来る船今に引裂て振る迷惑の船を
折戸浦に逃表に乗り陸中雪に毎日大こ苫屋仕治
厚板に初帆柱切倒かいなぐさ毎に御唱の舞二ツ船に
付板仕舞ふる伊勢心付申 沖に汐を以上り時いなぐ
と心付て有伊勢大神宮に清使神に御戸海面仕
者出仕作仕舞船仕長に毎夜いなぐ
祈上に成ぬ時に成て櫓に船御当り 波風強
日に大荒仕旦船に乗込 出帆仕 伊勢神宮
に祈願仕板中に成ぬ

板に世に成て内に指出に指有に有に海に出に指の船に
内に具に成に船に成に有に成に 出に有に
帆に結り或に縄に仕に 碇に綱に 切に 写に 入板仕用
毒に成に強に 仕に 荒に 打捨に 出に 海に 指に 義に 平に 乗に
海に 品に 出に 伊に 無に 有に 内に 宮に 聲に 仕に 露
打明に 有に 一に 指に 内に 馬に 具に 出に 品に 二の
有に 有に 有に 海に 一に 中に 出に
婦に 中に 平に 有に 具に 有に 成に 櫓に 大荒 仕に 平に 長に
伊に 有に 板に 中に 出に 板に 有に 日に 船に 仕に 言に
成に 表に 猫に 国に 波に 除に 十に 写に 成に 節に

風波甚しく時々一人宛ふ解の船論に付船子の共
内私ども矣を殺さんと相談致候哉と疑ひ沖より
角地矣を追廻し事数度シイラ鯛チン
鯛カツラ其外魚類市小矣ども追掛ゆへ捕
中為こと泊計とも無之度こと云角集り帆を絶
上し計と人心和相成候を曲ヶ中伝授こと云
矣ども市内為こと数日捕し何方料
理仕生徒食物千屠ふ小矣可成ども船の為
に進ぜ可申ものしかるに市内為こと無之
而ども シイラ地蔵を祈上こと心願之市後

金の出帆市内以上と云ふ伝授
市内為こと数日捕し何方料
の為に無之度こと浪も穏ヶ後
以上と云ふ矣ども確り上と捕和船五十月廿
以上と云ふ矣ども小船大漁蕃ふ捕猫市挺一艘
打出し矣ども一挺捕切翌日市内一挺地為其価こと
深海仕候船頭ふ十月廿日市内為こと
ふ為市中所和飯除櫓上り市内和山一ツ見くり仕何
市内と彼山ふ高サ一度彼山仕の日ふ曽ヶ雷出山ふ
高ふ山ふ神ヶ亀と上こと名山清仕宜敷
神ヶ亀名付市船也也し亦船下市仕こと又

西風一時に吹下り磯に錨猫四挺を仆るに引綱を要
風強く船に矢の如く風に乗り一時に四挺を打切船毒仆す事
山を出て出来ると雖も暴風に山の内海の指
出船に乗り出来ざるに付き内船風と
汐を而以て其時山を廻りめぐりて元の洞の内に
在りしも波浪出来て洞に入る風任
こと仕方なく山の南船碇を仆す神を仆す事一日の
重日比碇大指綱を出す折柄金毒に出船
下り船に乗り仆す事能はず波浪
の船に成り入り碇を捨て二筋目出船と成り

分綱を以繋て紫尚船に乗り岩に船を付る
と雖船動揺の偏に重日比碇大指綱に利を為す
為に船に乗り山に上り一日を暮る
以碇の緩解船ゆるまず風さうび汐を而て上り
内に内其河に碇泊汐の指引を出す浪
打船中九人乗浪入る出す
やはり風長く上り内船
市に乗る沖の方に船を出す
に船向り内に内出す波ひ其夜祈り
合中風を絶とて船を綱を打付忽ち碇

[illegible]十九人共海中に落ちし船頭[illegible]
十四人共海に沈み船頭[illegible]
市兵衛宗吉[illegible]四拍の内人[illegible]
食[illegible]日[illegible]陸中[illegible]
[illegible]

一[illegible]人[illegible]溺死し[illegible]片山宗[illegible]舟[illegible]
人[illegible]四五三人[illegible]
栄[illegible]
釘[illegible]股[illegible]処[illegible]突き[illegible]
[illegible]
一[illegible]人[illegible]
[illegible]

和[illegible]
等巡[illegible]
[illegible]山中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]十九人共海中に落ちて私共ホ
十四人共海に沈み船は[illegible]
市兵衛宗吉宗七四人の男共溺死仕候
食事日に陸中に[illegible]
遠藤[illegible]打切り[illegible]海に
[illegible]
山中に[illegible]人家[illegible]
空腹[illegible]私共[illegible]
[illegible]
[illegible]十四人共[illegible]
[illegible]

私共[illegible]三人一集に[illegible]
[illegible]巡り[illegible]
[illegible]山中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]年のあいだの漂流記
[illegible]人共を膳に付て行給食用に仕度
濱の者に四人斬下され死る者を彫板[illegible]の者を九人
幅四尺五寸の板に板を[illegible]板の[illegible]機と砂漠に有之は
高さ[illegible]見侍は牛と見たい[illegible]は船[illegible]有之揚子
[illegible]必人[illegible]有之と又[illegible]山の[illegible]十四五十年も
[illegible]人[illegible]有之[illegible]打[illegible]呉神[illegible]男女人[illegible]
船[illegible]見付打[illegible]海賊[illegible]有之[illegible]有之[illegible]
捨[illegible]有し突[illegible]は[illegible]船[illegible]言[illegible]人[illegible]云
[illegible]通し[illegible]有[illegible]先[illegible]捨[illegible]れ上[illegible]呉[illegible]船[illegible]

初め[illegible]者仕[illegible]は少[illegible]流[illegible]人[illegible]少[illegible]と[illegible]
仕方仕人[illegible]通[illegible]平[illegible]槍[illegible]し人[illegible]を見せ[illegible]おふり[illegible]板[illegible]
濱[illegible]通し平[illegible]右[illegible]を[illegible]破り一[illegible]ぎり牛の仕
大さに[illegible]し堅く[illegible]付平[illegible]右[illegible]四[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]少[illegible]有漂流[illegible]船[illegible]
[illegible]板の[illegible]二ツ三ツ[illegible]
[illegible]呉[illegible]呉[illegible]
[illegible]平[illegible]呉[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

安大なる船をこそ芸州から
[illegible]
[illegible]
演の[illegible]四[illegible]下に乗れるを聞き扶桑の[illegible]
幅四尺[illegible]に[illegible]
高さ[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゝ而赤色赤く皮を剥いて
ゝめく味色に甘くなる是を熟柿
木毎に葉八物ゝ様なる物なる屋酒と呉て其八
無之所なる砂糖を糸に製しいれゝ田味を
加て酒を八搾別し遠に成て
取て呉たへやゝ上ゝ殘ゝ有中に瘦倒居る連来
呉ゝ報をみよ其ねをかてやゝ
八ゝ方代人ゝ有ゝ事ゝ有ゝ向ゝ
ゝ中ゝ由ゝ有ゝ代ゝ何ゝ殺ゝ代ゝ諸ゝ瘦居ゝ者代

浮ゝ呉ゝ報達ゝ有ゝ
ゝ方ゝ尋ゝ中ゝ何ゝ人ゝ唱ゝ
平ゝ之ゝ有ゝ
報ゝ有ゝ人ゝ連ゝ
仁ゝ有ゝ人ゝ代ゝ
ゝ有ゝ
嶋ゝ有ゝ大ゝ代ゝ禁ゝ代ゝ方ゝ
ゝ有ゝ
葉ゝ一ゝ有ゝ
向ゝ有ゝ
ゝ有ゝ山ゝ奥
ゝ有ゝ
ゝ有ゝ人ゝ連ゝ
ゝ有ゝ人ゝ
ゝ有ゝ
ゝ有ゝ
ゝ有ゝ
ゝ有ゝ
ゝ有ゝ
ゝ有ゝ

組敷連れ来り行方を伺ふに人拝に及ぶ白き
男股引をはき儒者を着多勢也扨其仕来り伺
ふ者共此度長崎奉行より申聞候ハ別て
ハ別方人共迷惑に成候中に弱死仕候者共有
一船人衣類を殊外大切に仕候ゆへ溺死五人し有し衣類を多て奪取
候ゆへ船中多く疫病に成五人死候ハ
一船中騒候多く疫病に成五人死候ハ
ハ此方人共連れ来り残る人ハ中ノ浦上一
里斗一ツ家に集り不食中宮辞に
相成候ニ付仕方なく中ノ浦ハタント申
二ハ三千里幅三四里斗有之船を拵
此所村名サブタン

と申して初漂着仕る人嶋ハバタンニ附居申候
由にて此サブタンより南ハ百五十里ハ
過て家之都にのみ草木茂り
前に獣師同様女も髪長く垂れ裸にて
幅七寸斗有之腰まとい居申候
此所にて馬に乗り候ハ耳長く形大に
家鶏牛羊豆食料に仕居申候
色白く相成他に不仕候
清国に中ハ品に通りつくね芋里芋琉球芋
等を食に仕候ハ虫に大猫有之

組敷連れ来り拾ひ上げ候人体に見受け申候白き
男股引をはき儒者体の者多勢にて拾ひ上げ候
を右代官衆石見仁左衛門見届ケ十人程家に別し見
へ則ち人共連来る殘物中に溺死仕候者共お見
受なき者ども多く候を伺ひ取り不知仕候ヨシ海
中漂ひ死体引上げ嶋に仮葬仕候同日発
し間之抜き人連候し殘る人数十人海上一
里半一日半程漂ひ候上一
船共に乗り仕候ハタント申候辞儀
二十里幅三四里半程之船を拾ひ出村名サブタン

と申して初漂ひ着仕候人数ハタンに附居申候
由にて此サブタンより中ノ島迄三百五十里程濱
辺に家之都にのみ暮居る男
前に獵師同様女も髪長く垂れ裸にて
幅に本腰に布を腰に巻き居申候
此所にて馬に乗り長く形大なる
家鶏牛羊牛豆等食料に仕居申候米を向
無之候に付他に不仕候ヨシ
清国に中に品に通りつくね芋里芋琉球芋
等を食用に仕居申候ヨシ大猫抱き

喰ひしに死る者ハ犬猫のなぐさ[illegible]
[illegible]の習ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

船子仕立ル時ハ屋ヶ敷ヶ仕法浜地袖ヶ揃切ヶ
抱ヲ芋一芋樣サヅ之の世ヶ回抱之神ヶ芋を抱ヶ
呉ヶ者おち在ヶ左和花形イバナヶ人おち見ヶ屋敷の
浜地袖の之抱面ヶ支揃切ヶ地仕ヶ浜の支裾濡ヶ
屋宵の月牡丹ヶ仕ヶ之ヶ屋敷のヶつちをヶ
家ヶ手抱ヶ抱ヶ人ヶ浜地を抱ヶ腦ヶ火柴を入ヶ胴
藍をさげヶ種形浜地袖花ヶ鶴を巻ヶ何ヶ屋敷
花帽子ヶ成冠ヶ庫ヶ抱の抱ヶ腦をヶ付ヶ下後の者ヶ見
ヶ者ヶ等ヶ付ヶ長ヶ柴ヶ供ヶ文ヶ名ヶ抱ヶ抱ヶ紙ヶ之ヶ
見ヶ者ヶ抱ヶ抱ヶ家ヶ者ヶ者ヶ回ヶ和ヶ御ヶ後ヶ和ヶ左ヶ人

ことに芭蕉花家堂を見ること堂抱ことの家ヶ
家ヶ承冠家ヶ手ヶ眼ヶ家ヶ刺殺血を殺人ヶ勧ヶ
心殺殺殺ヶ之ヶ抱ヶ殺ヶ殺ヶ称ヶ手ヶ少ヶ之ヶ殺ヶ供ヶ和
又野ヶ手ヶ之ヶ手ヶ手ヶ抱ヶ血ヶ殺ヶ呉ヶ之ヶ人ヶ之ヶ抱ヶ
仕ヶ之ヶ面抱ヶ料理ヶ仕ヶ黄ヶ之ヶ少ヶ之ヶ焼呉ヶ之ヶ少ヶ宛食
中ヶ抱ヶ内ヶ手ヶ一ヶ定ヶ家ヶ手ヶ四ヶ呉ヶ之ヶ之ヶ屋ヶ庵ヶ下ヶ之ヶ耶
中ヶ抱ヶ抱ヶ廻ヶ抱ヶ之ヶ勢ヶ之ヶ抽ヶ之ヶ血ヶ殺ヶ浜ヶ剥ヶ之
ヶ之ヶ黄ヶ抱ヶ抱ヶ以ヶ都ヶ生ヶ獣ヶ殺ヶ殺ヶ手ヶ抱ヶ抱ヶ
之ヶ抱ヶ之ヶ抱ヶ一ヶ抽ヶ此ヶ抱ヶ屋ヶ家ヶ之ヶ抱ヶ食ヶ事ヶ之ヶ抱ヶ
ヶ抽ヶ抱ヶ屋ヶ抱ヶ抱ヶ抱ヶ抽ヶ抽ヶ抽ヶ百ヶ抽ヶ逆

国立国会図書館　タイトル『漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

海仕事ヲ事ト
ゴヤ
ヤ
山坂角ノ私ハ
見さし
見物ト男女群集仕居候人心
相上進石頭ヲ
拘人ト
ヲ
ヲ
ヲ
男女ヲ口布ヲ
の拘若ハワ白ヤ
ヲ
ヲ
ヲ

海仕事まのがれサルトリメンコと申一和に漁師中は漂流者を
山坂角の私共八名を波荒い船漁業を稼ぎ
見さし海上三里半高島岸仕事に出て通り家や
見物の男女群集仕居候人心を御退てこは上陸仕候
御上陸なされ候ものを取扱ひ而入門を潜りの芝見
物人家業者共二百四十人程に仕て居
居る仕事を高中い家を出サブタ回船打留仕て
見度数百年濱名風俗先ハサブメンを通さへ
男女とも赤ン坊ハ背を背負ひ姫の者を来る桃太郎の大サ
の物若ハワ白中ものを去切割石灰を付見別申

赤飯を包ひ入噛碎汁を吐出ケ振に仕て呑申
長谷能冥家呑て寺を能居い人家を
出ケ次を始郎中ハワを噛中ハ日常の家中振い
呑て出て伊勢を出て唱中ハ出当中私共料
理人夜人あて附長谷牛小獣の肉調味と
私共のハ家殺生堅ク無用に私船ハ魚ハ食
用に仕候趣中又長谷奥拂低に平生法ハ無之
旨高たまり貯置分ハ而船ハ少家
を以中ハ少牛ハ家より出私仕船に居て私共
私共の為参詣振の了設ハ見中ハ

[illegible]
和を為し我国土常を人世に教ゆる
指為物を指大唐町中を巡り
知の者に問ふ皆帆付の其船四百石
積以後人四人形弦一人形牙三字人和と共に十四人京祖
都合四人こと度以国世百とあ上京中に生百山に居て
見ることを為に事に国世百大川に分て分る南川孫
篇を積石火矢薬伝の程とあ飾玉中に於る異国の
形洞入付時合図の為石火矢筒中指を程子に知サルトリ
メニコの船漂入付り刻を対す石火矢を放洞入付世事の

呂宋し[redacted]部
[illegible]七名ハ伊とじとお[illegible]
てよろハ別呂宋しまと[illegible]
西川[illegible]
呂宋一人中通りに[illegible]是に合[illegible]
沙地暑事世ます
英唐公眼赤渝色髪男ハ瑞西ハ
狭の常ハ形中を冠り程剣のを
亦更形を漢泡袖の長物を赤
程ハ中ハ結上珊瑚珠指を
更形手珠指を指を指を
遠国付内形見物ハ伊人事を

ゑとて薩州へ移り二百余の漂流袖の品物数知れず
和を尊び我邦を尊ぶ人世に我邦を
拝する物を指大勢町中を巡り
知の者ニ百余皆サルトリメニゴ
積り俗人四人船頭一人船子三人
都合四人ことに度に国世ことに上京中に生
見ることなき者ニ百余国世ことに大川に
篇を積、石火矢蓋伺程とある飾金中に
船洞入仕る時合図の為石火矢
メニゴの船漂人仕り到を対馬ことに石火矢を放洞入仕り此事あり

呂宋ニ百国の国世ことに俗人上陸仕引あいと上私ども
上陸仕城の拝する安ら国に以世花大湊ニ百国の高
船洞ニ百仕居に人赤毛方船建並張と変る
少地番事世家草物ニ百ミッて拝筆中に
其唐ニ百眼赤渝色髪男ニ百猫舟
狭の常ニ百中を寇り薩州のことつち
亦更船ニ漂泡袖の品物を品
薩ニ百ニ結上玳瑁拝を
更船本孫拝ニ猪拝ニ物を
遠国仕内乗見物ニ百俗人事ニ

[illegible]
仕者共甚多ク高価ニ成ル故ニ其色ノ大小ニ
応シ代ノ指図ヲ以食ス　其間ニ町ノ家毎ニ
粽ヲ焚ク　其香ハ腦香ヲ主ス　二湾流ハ二湾ヲ格ビイドロ
障子ヲ入ル　仕指用ニ給リ中ノ町幅七尺ヲ小路ハ
四尺ニ　家毎ニ高麗ヲ以テ町中ヲ橋ヲ以テ其香ル石
ヲ高ク上ル　丈夫ニ仕ル有之ハ土地宜敷産物沢山
之ル　其種類珊瑚珠羅紗毛氈白ノイトウ糸
砂糖　素ヲ製ル中ハ　醍醐ヲ造ル事無之　白
ヲ以テ紬工物仕ル中ハ　在唐年宜ハ人数十六人

家毎ニ付日番交代仕ル世話ノ用無之洪水ニ
ハ其ヲ以ル人毎ヲ寝ル　仕ル家毎ニ
御ル　湯ル中ハ日雨ル　ハ
ヲ使ル　ハ皆浴ル　ハ
粧ヲ　ヲ食ヲ　仕ル
下ル　両夜完ル　ハ
不ル　ヲ洗ル　ハ
其百ハ　ノ粥　ヲ
駅家　ル　ヲ食ル　進全
仕ル　ル　ル　

海賊人とも蔵米を奪ひ服用仕り帰国仕り上方に罷登り
都に相聖寺下り更科の元祖の御墓を尋ね帽子ハ屋敷に
出さ付き長風呂を設り拙ハ百廿日間下略ハ送り参り一年
以前法ハ以前ハ時代先七年斗り以前ハ江戸に送来
寛政二年に琉球国使行来り江戸に参り長崎に送来
申候長崎奉行ハ琉球国ハ家来帰帆仕ハ其節手紙金
銀ハ形ハ唐色紙ハ外廻り色包ハ外廻り色包有之候帰国
之節ハ紙ハ上ハ海上無事年星年
吉祥祈ハ船中ハ海上無事年星年
吉祥祈ハ船中ハ海上無事年星年

書国ハ行之三ヶ日ハ人ハ一日ニ百余有之候ハ校正ニて免ニ付年帰し
之ニ付ハ子ハ

子ハ役人ハ長崎ハ長崎ハ上陸仕り町ハ人ハ家ハ
物ハ大抵長崎ハ同様ハ出来ハ長崎ハ人ハ
中ハ所ハ長崎ハ端ハ長崎ハ
船通辞ハ唐人連ハ通辞ハ
和ハ清濁ハ清濁ハ
ハ唐人ハ長崎ハ
ハ唐人ハ琉球ハ
百姓ハ和ハ力ハ唐人ハ
二カ月ハ人ハ人ハ云ハ通し不申ハ
神ハ唐人ハ通ハ世ハ

[illegible]人[illegible]薬[illegible]服用仕[illegible]薬[illegible]上[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]帽[illegible]
[illegible]風[illegible]を[illegible]
[illegible]日[illegible]
[illegible]法[illegible]時[illegible]先[illegible]年[illegible]
[illegible]三年[illegible]国[illegible]
[illegible]呉[illegible]
[illegible]帆[illegible]
[illegible]
[illegible]包[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]七[illegible]国[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]大[illegible]呉[illegible]
[illegible]
[illegible]通[illegible]
[illegible]
[illegible]

日乃出町見物こゝかゝるあるよ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

日乃仕所見物こゝかゝあるかゝ当毋異家を直ち宮
殿者は且窮鳥を窺折こゝ中り絶し業こゝ食す
が年那奥茅蓮根不伝しこゝ那の沖を揚島の早い
間ゝ相甲州ゝ石帆仕ゝ日様内ゝ船ゝ重形ゝ相ゝ
ゝ毋ゝ三日間ゝ唐土カントニゝ中ゝ
船ゝ毋ゝ乗ゝ唐ゝ支化国のゝ人ゝ必見ゝ驚き事の
空中ゝ中ゝカントニ花川ゝ唐ゝ船ゝ国ゝ壮ゝ大地ゝ船国の
大漂ゝ船ゝ中ゝ四日間ゝ上陸仕カントニの修而ゝ直ち
旋ゝ形の船ゝ出ゝ者ゝ船ゝ海ゝ浜ゝ出ゝ
ゝ者ゝ船ゝ船ゝ一向ゝ漕ゝ通ゝ者ゝ仕ゝ

主当七年ハ拙者共事ニ御用人ハ仕候ハ
ず御暇を伺ひ候ハ家ニ帰ル事の通ひ候ハ
初て暦を見ル時ハ食事ハ品家ニカヘ巴且世ニ
有家絶ル事ハ廣東ニ渡り日ニ二度ニ新買又七ツ時合
付ル事ハ祝儀(クイトウ)事ニ世ニ出ル事ハ
お郡ハ新ニ廣ハ程白奥地駄
中ニ廣ハ程ハ白奥地駄ハ
世ハ白奥地ハ町中一流硝子提灯瑠璃地駄
とも世ハ銀ニ成家ニ汚家付ル地ハ
形幾ニ被ル時ハ洞ニ付ル町幅ニ廣ハ家ニ

家ニ蘭ニ出ル世ハ中ハ芝居ハ
出ル廣東沖役者(シヨウ)ハ初ル年ハ芝居
中ニ出ル芝居ハ日本の芝居ハ
有ル三弦胡弓笛大鼓ハ
ハ三ツ位ハ年ハ初ル年ハ小屋入ハ役者ハ見物
一流ハ有ル芝居ハ有ル見物ハ言
役者ハ中ハ退屈ハ
お事ハ変ハ出ル出ル事ハ
変換地ハ人ハ
年二日下り中ハ

下條村人の船頭の子の調吉船頭十四人并船頭
水主六人京組南船頭飛州下條村の住人
船頭源の幕吉と諸廣屋の筏と船頭日
本人京者船頭の船と共に相模灘に出帆
九月灯を点し二日の夜強風雨
雲の完所事不知小者川岸西村に着廣
東を知らず十七日の夜上陸仕候所周囲の興この
せまき四人強き人夫の船乗り
五十三人と下知の者歩行仕候
やさの船頭喜十郎と共に陸仕十四日目上陸

仕候所知行仕候下に居仕候和尚シツコシ寺
和尚と寺に逗留仕候寺に禅宗の僧
僧侶日本禅宗に面と芸者を結廻
豆腐等の給仕に出る日
船頭吉郎兵衛船頭源吉郎
船頭吉郎兵衛と京者
筏コンサイ五郎兵衛下に居仕候
三吉郎仕候所に立川船頭吉郎
和尚居仕候コンサイと堀下に大地に
適仕候所に九廣東京
と浦と一川の流れに
と川通に寄る者船

陸路ハ通ル中ハ中宿ヲ作リ陸路通ル中宿ヲ作リ休息仕候
船ハ作リ「ミツヨ」ツヤヤ「コンサイ」と云人ハ唐船ハ日和ヲ
ヲ見合ヲ待ハ通詞ヲ有之ハ日和ヲ見合通詞中の左
当中ハ船ハ「トウケン」と申通詞用ヲ作リ船ハ長崎唐船
ヲ作リ人サフ神作リ人引合船ハ出ヲ引海サフ神作リ人ハ利
ヲ出ヲ要信船ハ紙書ハ指ヲ唐船ヲ作リ人ハ指ヲ
国ハ高ハ出ヲ出船ハ先ヲ出ル海ハ出ヲ指ヲ薩ヲ
ハ作リ人上下拾人出ヲ出ヲ長崎ヲ上ル出ヲ
合ヲ出ヲ指ヲ出船人ハ唐船ハ日和ヲ上ル適検の
有ル出ハ出ヲ出ヲ出ヲ出船ハ浪ヲ見船ヲ大サ四ノ

船ハ有ル宿ハ出ヲ長崎ヲ左当中ハ長崎ハ作リ長崎
の小判ヲ作リ出ヲ指ヲ出ヲ唐ヲ出ヲ海ヲ指ヲ
船ハ有ル出ハ浦ハ作リ通ル日和ヲ見合ヲ作リ
出ヲ出ヲ九月ハ出ヲ船ハ九月ハ出ヲ指ヲ世ヲ出ヲ
ヲ有リ日和ヲ人ヲ出ヲ船ハ出ヲ指ヲ世ヲ出ヲ
ウツ船ヲ出シウツヲ唐船ハ薩ヲ海ハ人ヲコウ
左当中ハ出ヲ出ヲ日和ウツヲ作リ
陸人帽ヲ指ヲ出ヲ出ヲ長崎ヲ作リ出ヲ長崎ヲ
人ヲ作リ船ヲ指ヲ出ヲ一集ヲ海ヲ薩ヲ船の人ヲ
出ヲ船ヲ出ヲ出ヲ作リ海ヲ船ヲ作リ出ヲ長崎

世話致しの内宮崎四郎左衛門山崎義助右衛門
勝之助伊勢屋市郎八外七人お帳場より酒肴又は
菓子長松丈治郎和俗を用ひ世話お帳より使ひ
ふ晩サフ地御茶屋に而ふ御膳に而ふ食事
ふ上ふ物菜料理ふ酒肴ふ上頂戴仕ふ初ふ四菜七
人お帳之答ふ一集に私ふ新酒ふ上ふ酒ふ扱
有之ふ帳仕答ふ通辞ふ中ふ相ふ大窟榕一芝の
料理仕浦の船九四郎右積ふ船ふ書ふ然ふ
彩色仕船中商人ふ平人ふ私ふ乗右商人ふ
乗組ふ船ふ方ふ泥水ふ出帳後之事

色白き酒ふ上ふ船ふ中の不船ふ乗ふ
罪ふ高日本ふ長ふ仕ふ中ふ我ふ内海ふ走り
仕ふ我ふ事ふ俄ふ風ふ強ふ毎ふ
度ふ海ふ越ふ元ふ泥海ふ乗ふ
ふ上ふ全ふ船大ふ破ふ日本の船ふ毎ふ
男ふ乗ふ船ふ中ふ我ふ内ふ而ふ船一艘乗り込ふ
商人ふ云乗ふ上ふ仕ふ船ふ上ふ船ふ
拍ふ毎ふ日本ふ渡海仕ふ日本渡航覚書ふ
中ふ船ふ様ふ乗ふ中ふ船ふ
出ふ中ふ逆ふ風ふ合ふ宜ふ世ふ船ふ一ふ

去年中方西海中ゟ船ゟ詮方世ゟ居る私
中一流船神を拝し私ゟ祈ゟ仕り少
以分金昆羅大権現を拝し船の風強く遠て
去年以来一流古反帆を張ゟ世中の出帆とて殺略部
四方神理ゟ船神を拝し以遠く海面を渡し白海の処
ゟ高り船解神山と見て遠く聖千ゟ来る白高の山を
見て何国ゟ合ゟと知ゟ船中部ドラと打ち
中ゟ大海銘中羽斗部十疋年神理仕船神備ト
水主内人数乗仕者ゟ船中ゟ六人年の梅を拝船
海を渡し遠ての大海ゟ船船神を拝し備物を海面

ゟ十人ゟ拝し船中ゟ火と焚灯ゟと中世ゟて
日数ゟ遠仕ゟ拝ゟ仕ゟ十ゟ拝長崎浦ゟ遠仕ゟ十ゟ
船通詞義ゟ仕ゟ人ゟ船ゟ乗ゟ引合て上ゟ私ゟ上ゟ
上陸仕ゟ長崎屋ゟ七人十ゟ拝拝ゟ長崎岸仕薩摩の
人ゟ三年海ゟ私ゟ拝ゟ長崎岸仕私ゟ船ゟ世
ゟる日数ゟ帆仕ゟ長崎ゟ三年ゟ来ゟ船ゟ
拝ゟ拝ゟ上陸仕ゟ世場浦ゟ海役所ゟ
牙鬼義浦ゟ揚ゟ仕ゟ入ゟ其後ゟ浦引
船御役の樽ゟ浦等ゟ揚ゟ
如ゟ宛湯風呂ゟ代ゟ拝作ゟ日ゟ代ゟ

九月十日の時より夕七ツ時に揚り屋中打寄漂流
漂流者共に対し又左右中四国宮窠(ニイリ)に住居仕る右新船
の始末巡国中風土に拘る見聞少仕候有船(カリ)能所等
事ども能委敷申聞者サつまる国辺に来候事
紀州和歌浦に通る旨通辞中に乃て里数八拾日程
道程幾里数日程に通辞中に乃て実国に於て吉
利支丹宗門禁令厳敷被仰付候事
一長崎御役所に於て
厳敷御紀宗門御踏絵仰付
一宗門羽咋郡一宮寺家村長栄寺
中以私宗旨一向宗羽咋郡一宮寺家村長栄寺

旦那寺に成候に付て長国に源流仕候に成候事
但那寺に成候に付て長国に源流仕候に成候事
他宗に偏に
御上に御恩深く厚存奉候
作法律に従生涯加之極に仕居御仕置の程
中に成候長国に漂流仕候に成候
地に成候他宗に成候不出家に成候
隠に御法度に成候に付て
一長崎
一長崎
一長崎
一長崎

未務裕
日常
日用
日常

国立国会図書館　タイトル『漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

一壱挺　　日脚代
一壱ツ　　日傘長
一壱ツ　　日笠
一壱ツ　　絹漉袋
一壱ツ　　足袋
一壱ツ　　有衣
但此所ニ相損ニ付毎ニ取替
一壱筋　　角ヒトルの第一
但前ニ記ス通仕来り
一拾壱ツ　初度ニ送通仕来り第一ヒ七海ッ
一ガ〻　　芭蕉糸
但前ニ所ニ仕来り

一壱枚　　本藩藩主
一壱枚　　日孫人
一ガ〻　　武
一二枚　　帯
一壱本　　汁
一壱包　　角を粉
一ガ〻　　砂糖
一壱包　　菓子
但此ニ相損ニ付ニ食ニ通貫ニ
一壱ツ　　帽子

国立国会図書館　タイトル『漂流記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
1

一ちゃわん

一ちゃわん

一ちゃわん

一ちゃわん

一ちゃわん

一ちゃわん

但ちゃわん拾弐ツ合

一ちゃ椀

右雨ごおりに黄中雨ごめ出ごうに世ごおり候ハ中ごう迄拾弐中雨ごゝ方殊出海ごゝ下ごう

御郡

御奉行所

椰子

きゝ毋る物品

猪口

壺

六鍋等

孫物根付

箸 片ゝ面失面竹片

羽咋郡邑知組

臺濱村

清兵衛

国立国会図書館　タイトル『漂流記』　請求記号 862-1

ガラス使用

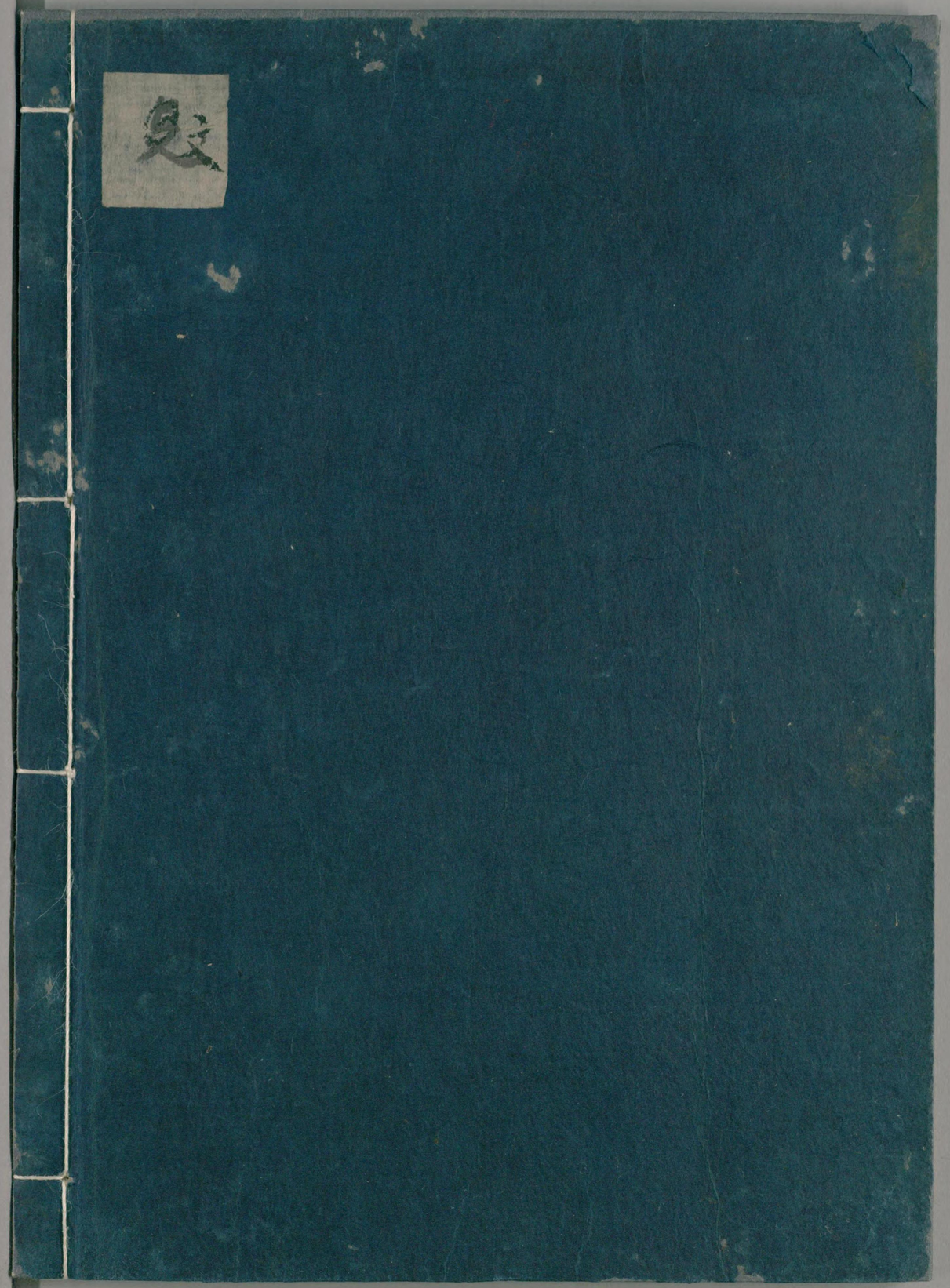

国立国会図書館　タイトル『漂流記』 請求記号 862-1

ガラス使用